

## 研究ノート

# 1950年代韓国における「兵役法違反」 裁判資料について

森田和樹<sup>†</sup>

**要約：**本稿の目的は、1950年代の韓国における「兵役法違反」裁判判決文を分析することによって、当該期における徴兵忌避の性格の一端を明らかにすることである。筆者は、韓国の国家記録院に保存されている同資料を244件分収集したが、本稿ではこの資料が作成された背景を検討するとともに、法的な処罰の実態について考察した。その結果、1950年代の韓国においては徴兵忌避者に対する法的処罰はそれほど重くなかったこと、そして徴兵忌避者を寛容に扱う態度が社会的に共有されていたことが明らかになった。

**キーワード：**韓国、徴兵忌避、国家記録院、兵役法違反、裁判資料

## 目次

1. はじめに
2. 「兵役法違反」裁判判決文の背景
  - 2-1. 資料の収集過程
  - 2-2. 収集した裁判判決文の概要と資料の作成背景
3. 1950年代の韓国における「兵役法違反」裁判と徴兵忌避の性格
  - 3-1. 裁判の内容
  - 3-2. 徴兵忌避に対する処罰とその性格
4. おわりに

## 1. はじめに

本稿の目的は、韓国の国家記録院が所蔵している1950年代の「兵役法違反」裁判判決文（以下、裁判判決文とする）の内容を紹介し、1950年代の韓国における徴兵忌避の実態の一端を明らかにすることにある。現在、筆者は兵役忌避者を白眼視する韓国の社会体制がどのような過程を経て構築されたのかという問題意識のもと、韓国社会における徴兵忌避および脱走兵問題を社会史的な観点から研究している。特に筆者が着目しているのは、1950年代から1970年代前半までの時期である。付表1は1950年から

<sup>†</sup>同志社大学大学院社会学研究科社会学専攻博士後期課程

\*2020年7月7日受付、2020年7月8日掲載決定

1975年までの徴兵忌避者数と忌避率を示したものである。1950年代に関しては忌避者数と忌避率の両方が発表されているのに対し、1960年以降は忌避率しか公開されていないものの、1950年代から1970年代前半まで韓国社会において徴兵忌避が一定の規模をもったかたちで持続的に起こっていたことが読み取れる。実際、1950年から1970年までのほとんどの年において徴兵忌避率は10%を超えていた。この点を踏まえ、筆者は1950年代から1970年代前半までを対象に韓国における兵役忌避の実態を解明するとともに、兵役忌避が消失していく過程を描き出すことによって、現在の韓国の社会体制の形成過程を明らかにすることを主要な研究課題としている。その一環として修士論文では1950年代の韓国社会における徴兵忌避と脱走兵を研究テーマに選定した(森田2020)。このテーマに関する諸資料を集めるなかで、筆者が発見したのが本稿で紹介する韓国国家記録院所蔵の裁判判決文である。

近年、韓国では徴兵制に関する歴史研究において、1950年代の徴兵忌避者について論及した論文が出てきている<sup>(1)</sup>。これらの研究は徴兵忌避者について言及する際、主に新聞記事や雑誌の記事に依拠しているが、その叙述は断片的であり、忌避者の実像を描きだしているとはいいがたい。それに対し、本稿で紹介する裁判判決文は、ほかの諸資料からはあまり浮かび上がってこない徴兵忌避の具体的な事例が読み取れるという特徴をもっており、そうした点において本資料は徴兵忌避者の実態を解明するのに一級の価値をもつものといえる。本稿では、筆者が収集した範囲でこの資料を紹介し、1950年代の韓国における徴兵忌避の性格に若干の考察を加えることで今後の研究の基礎データとしたい<sup>(2)</sup>。以下では、まず資料の概要を確認した後、徴兵忌避の性格について考察する。

## 2. 「兵役法違反」裁判判決文の背景

### 2-1. 資料の収集過程

まず、筆者が本資料を収集した過程について述べておきたい。筆者は当初から国家記録院に徴兵忌避に関連する行政文書が保管されていることを知っており、2018年から2019年の間、数度国家記録院を訪問し、調査をおこなった。国家記録院に通いはじめた当初は「徴兵忌避(징병기피)」,「兵役忌避(병역기피)」などのワードで検索をかけていたため、本資料の存在には気づいていなかった。だが、あるとき「兵役法(병역법)」というワードで保管資料を調べてみたところ、「兵役法違反(병역법위반)」という題された文書が11万件以上ヒットすることがわかった。そこでこの資料のうち一部を情報公開請求してみた結果、出てきたのがすべて徴兵忌避に関する裁判判決文だったのである<sup>(3)</sup>。その後、筆者は11万件分の資料を申請することは不可能であることを考

慮し、まず電子端末上で「兵役法違反」という言葉で検索をかけたうえで、1951年から1959年まで古い年度から時系列順に文書が配列されるよう設定し、各年度の最初のページに出てくる文書を開示請求した。そうすることによって各年度の裁判事例からいくつかのサンプルを取ろうとしたのである。だが、一度各年度の文書を数点ずつ収集し終わった際、電子端末上で古い年度順に資料を配列し直した場合、慶尚道や全羅道など朝鮮半島南部の地域が各年度の最初のページに配列されることに気づいた。したがってそれ以降は、他地域の事例も収集するために、補充的に各地域の事例を集めた。しかし、時間的制約もあったため、各地域の事例を各年度別に体系立てて収集するということはできなかった。筆者が収集した資料が全羅道および慶尚道にやや偏っているのはこれが主な原因である。

## 2-2. 収集した裁判判決文の概要と資料の作成背景

収集した資料の概要をまとめたのが付表2である。この表に示してあるように、筆者は現在244件分の裁判判決文をもっている。年別にみると1951年が13件、1952年が33件、1953年が43件、1954年が48件、1955年が13件、1956年が14件、1957年が12件、1958年が30件、1959年が38件となっている。先述したように、被告人の居住地が全羅道および慶尚道にやや偏ってはいるが、ほかの地域の判例をみても判決内容に大きな違いはみられないため、基本的に判決内容の地域別の偏差はそれほどないと考えていいだろう。

では、個々の資料はどのような背景のもとで作成されたのだろうか。裁判判決文という性質上、この資料に記録されているのは、警察や憲兵によって取締られた後、起訴されて各地の地方裁判所や高等裁判所で刑事裁判を受けることになった人びとである。したがってこの資料の背景を理解するためには、警察による取締りについてみる必要がある。朝鮮戦争中の徴兵忌避者の取締りについてまとめられた資料は現在までみつけれられていないが、朝鮮戦争後については1973年に内務部治安局がまとめた『韓国警察史』の第二巻に記述があるので、そこに依拠しつつ当時の取締り状況について整理しておきたい。

まず、1954年度に関しては1月から10月の間に徴兵忌避者6万3,612名が取締られており、そのうち3万5,995名は入隊させられ、1,305名は起訴の対象に、そして残りの2万6,292名には「説諭」を施したとされている。また、軍側の要請を受けて治安当局は、過去の犯罪行為を不問に付すとしながら、2月1日から3月10日までの期間を第一次兵役忌避者自首期間、11月1日から12月10日までを第二次自首期間に設定したが、第一次では5万5,038名、第二次では6万3,751名、合計11万8,789名が自首に応じた（韓国警察史編纂委員会1973:987）。これらの自首者は、段階的に軍へ入隊

するようになったと思われる。また、1955年度にも二度の自首期間が設定され、計11万4,101名の自首者が出た一方で、自首しなかった忌避者のうち9万4,295名が検挙されたが、検挙された人びとがどのように処遇されたかは記されていない（韓国警察史編纂委員会1973:988）<sup>(4)</sup>。1957年度から1960年度に関しては、簡略に新たに発生した徴兵忌避者数と取締り者数だけが表で示されているが、それを整理したのが表1である。この表をみれば、毎年多数の徴兵忌避者が発生しているのに対し、すべての忌避者が取締まられているわけではないことがわかる。もちろん、数的にみると取締りには一定の効果があつたといえるが、年々「雪だるま式」に忌避者数が増えていくなかで、治安当局がすべての人びとを取締まることは非常に困難だったのである。

以上が当時の取締りの状況だが、1954年度のデータに照らせば、検挙者のうち起訴された者の割合は2%程度になっている。1950年代において徴兵忌避関連で起訴された人びとに関しては現在のところこれだけしか資料がみつからないが、『兵務行政史』によれば、1963年1月から1967年7月までの期間で「起訴された者は3%、処刑された者は0.2%にすぎず、未処理の者が74.4%という不振な結果をもたらした」（兵務庁1985:751）とされており、1950年代から1960年代後半にかけて起訴率の低さは持続していた可能性が高い。図1は、1954年の事例に即して取締り後の全体図を整理したものである。裁判判決文は、このような構図のなかに位置づけることができる。

表1 1957年から1960年までの徴兵忌避発生数と取締り者数

	発生	取締り
1957	326,212	215,468
1958	129,767	51,333
1959	72,994	48,719
1960	64,045	73,271

出典：韓国警察史編纂委員会（1973：988-9）

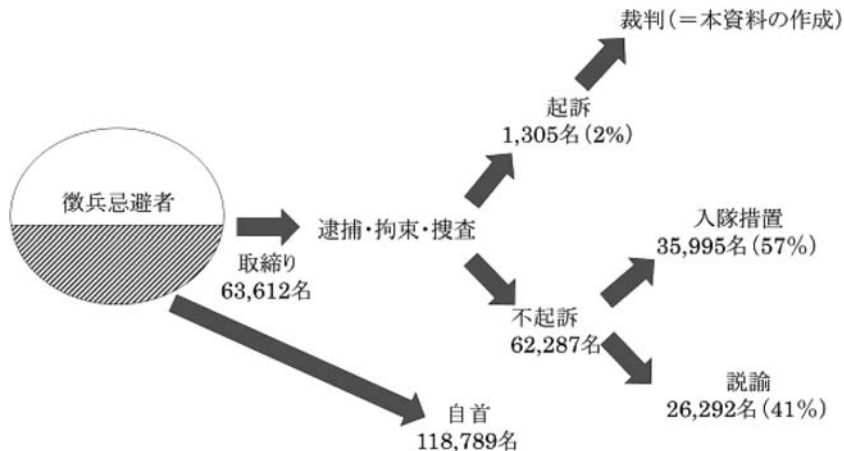


図1 取締りの構図（1954年）

### 3. 1950年代の韓国における「兵役法違反」裁判と徴兵忌避の性格

#### 3-1. 裁判の内容

本章では、まず資料の具体的な内容についてみておこう。裁判判決文は大きく分けて被告人の身元（居住地および本籍地、名前、職業、年齢）、主文（判決内容）、犯罪事実ないし判決理由という3つで構成されている。被告人の身元と主文はいずれの文書においても定型化されているのに対し、犯罪事実ないし判決理由は文書ごとにちがいがあがる。犯罪事実を大まかに提示しただけで終わっている場合もあれば、犯罪事実が細かく記されている場合もある。また、徴兵忌避にいたった経緯が詳細に記されていることもあり、忌避の動機を把握するのに有益である。

以下では、本資料のうち3つの事例を翻刻し、資料の内容を具体的に提示しておく。ここに翻刻する3つの事例はそれぞれ、判決理由が簡潔に記されているケース（事例①）、犯罪事実が細かく記されているケース（事例②）、徴兵忌避にいたった動機や背景までうかがい知ることのできるケース（事例③）となっている。原文には多くの個人情報が含まれているが、資料公開の過程で国家記録院の職員の手によって個人情報は削除されている。翻刻中の□は、個人情報のため伏字になっている箇所である。また、原文は縦書きであり、数字も漢数字で書かれているが、翻刻に際しては横書きに直したうえ、漢数字をローマ数字に置き換えた。なお、原文は朝鮮語だが、原文のなかで漢字になっている箇所は逐語的な訳になってしまうことを念頭においたうえで原語を尊重した。その理由は、植民地期に日本から朝鮮に持ち込まれた法律用語が解放以降の韓国においても継続して使用されていることが伺い知れると考えたからである。また、事例の順番の後に括弧で付表2のなかの番号と国家記録院での請求番号を明記しておいた。

#### 事例①（番号 1, BA 0079342-0039）

檀紀 4284 年〔1951 年〕刑公第 278 号

判決

本籍 忠清南道青陽郡□番地

住居 々 □不詳

雑貨商 李□

当 27 年

右の者に対する兵役法違反被告事件に関して、当院は検事金□の関与による審理を終え、左の如く判決する。

## 主文

被告人を懲役8ヶ月に処する。  
ただし、2年間右の刑の執行を猶予する。

## 犯罪事実

被告人は檀紀4284年7月20日、徴兵検査に合格し、同月21日全羅北道群山に輸送される途中、忠清南道の舒川郡の埠頭で兵役を免れる目的で逃亡した。

## 適用法条

兵役法第71条、刑法第25条

檀紀4284年7月28日  
大田地方法院公州支院  
判事

## 事例②(番号125, BA 0024573-0094)

檀紀4287年〔1954年〕刑公第号

## 判決

本籍及び住居 忠清南道青陽郡番地

農業 鄭

当27年

兵役法違反及び被告事件

## 主文

被告人を懲役10ヶ月に処する。  
本判決宣告前の拘禁日数中60日を右本刑に算入する。  
ただし、本裁判確定日より2年間右の刑の執行を猶予する。

## 理由

被告人は本籍地の国民学校を卒業した後、農業に従事してきた第二国民兵該当者だが、兵役を忌避する目的で、

1, 檀紀4286年〔1953年〕12月8日午前10時頃、自宅で同月中旬(日付未詳)までに全南兵事区司令部に出頭し、召集に応ぜよという同区司令官発行の第二国民兵召集令状を受け取るや、居住地の各所にある舎廊房〔主に家父長の男性が勉学や芸術の活動のために使う部屋で訪問客が来たときの客間としても使用される朝鮮の伝統的な家屋に設置される部屋〕に隠匿し、

2, 同4287年1月8日午前6時頃、自宅に身を隠していたところ摘発され、召集に応ぜざるをえなくなると、同月16日午後2時頃、群山新兵補充隊身体検査場内から順天市中央洞に居住している李に現金5,000圓を提供し、被告人に仮装して代理入隊させるという詐欺行為を働いた。

## 適用法条

兵役法第71条, 刑法第37条, 第38条第1項第2号, 第50条(罪質と犯情の重い2つの罪の刑による), 第57条, 第62条(1, 家族の戸主(独子)である点, 2, 兵役法第68条によって召集保留を受けることができる点, 3, 朴訥な模倣農村青年である点)

檀紀 4287 年 11 月 20 日 検事金  関与 審理 判決  
光州地方法院  
判事 崔

## 事例③ (番号 148, BA 0061442-0031)

檀紀 4288 年 [1955 年] 刑公第  号

判決

本籍 釜山  番地

住所 右同

洋服業 金

当 31 年

右者に対する兵役法違反被告事件に関して検事李鍾錫の関与による審理を終え、左の如く判決する。

## 主文

被告人は無罪

## 理由

本件の公訴事実として被告人は檀紀 4287 年 3 月 17 日召集令状が発付されていたにもかかわらず、これに応じず身を隠し、兵役を忌避したことについて審理した結果、檀紀 4287 年 3 月 17 日被告人に対する召集令状が発付された事実をこれを認定することができる。しかし、被告人に対する検事および司法警察官事務取扱と各被疑者尋問調書と記載の当公判における被告人の供述および商人張  の証言を総合すれば、被告人は同令状が発布された 23 日前から宿患である片足の不具と疾病を治療するために住居地から約 40 里離れた東萊郡機長面松亭里に旅行し、同地の外家に宿泊しながら医者の治療を受けていたとき、同月 30 日に帰宅した者であり、同旅行中召集通報人である祖母に行き先を教えておいたので、被告人不在中右の祖母である張  当 87 歳が同令状を受け取り、これを被告人通告することなく放置していた関係で被告人はこれを知らず、応召日である同月 18 日を経過した同月 20 日帰宅した後、はじめて同事実を知った者であると認定することができる。大抵兵役法第 71 条によれば、兵役又は召集を免ずる目的で逃走、潜匿、その他詐欺行為に対し処罰を加えるものだが、本件において被告人が召集に応じなかった経過が前段認定した如き、その他に兵役又は召集を免ずる目的で行った行為として認定するだけの根拠が全くない。したがってこれは結局、無罪に帰着するので、刑事訴訟法第 325 条により被告人に無罪を言い渡す。

檀紀 4288 年 5 月 14 日

釜山地方法院

判事 李 

以上が資料の内容である。このように、資料上の情報量は個々の判決文によってかなり差があることがわかる。事例①のように、被告人の徴兵忌避の事実について簡潔に記しているだけで終わっている場合もあれば、事例②や③のように忌避中の移動過程や忌避するにいたった背景を詳述している場合もある。したがってこの資料を活用し、これらの個々の事例を整理すれば、当該期における徴兵忌避の動機のパターンや、忌避のためにどのような行動をおこなっていたかという点、あるいは忌避のあり方が地域や職業によってどのように異なっていたのかなどいった点がより鮮明になるだろう。また、特に朝鮮戦争期の徴兵の実態については、先行研究でも不明な点が多いが、この資料では徴兵の過程についても記されているため、徴兵制の実態解明のために、本資料を活用することも可能である。

### 3-2. 徴兵忌避に対する処罰とその性格

最後に、本資料に関する分析を提示しておく。ただし、個々の事例については現在別稿を準備しているため、ここでは付表2から1950年代における徴兵忌避の全般的傾向を読み取ることによって今後の分析の基礎としたい。以下では特に徴兵忌避に関する法的処罰という論点について議論する。

まず、違反法規をみておこう。付表2に示されているように、違反に該当する法規は、兵役法の第71条、改正兵役法の第44条、第46条、そして第47条であった。簡潔に兵役法の変遷を振り返っておけば、もともと兵役法は1949年8月6日に韓国ではじめて制定された。その後、朝鮮戦争中の1951年5月に一度改正されるが、このときは当時の徴兵の実態にそぐわない極一部の予備兵役に関する規定部分を条文から削除するにとどまった。兵役法に大きな変更が加えられたのが1957年8月の改正である。この改正によって、従来法的に認められていた学籍保有者の徴集保留措置が廃止されるなど、従来の兵役制度に大きな変化が起こった<sup>(5)</sup>。兵役法第71条および改正兵役法の第44条、第46条、第47条は徴兵忌避者への処罰を定めたものだが、その条文は以下のようなものである<sup>(6)</sup>。

兵役法（1949年に制定された兵役法）

第71条 兵役、または召集を免れる目的で逃亡、潜匿、身体棄損、その他詐称行為を行った者は、3年以下の懲役に処する。

前項の行為を教唆、煽動、または幫助した者は、前項に準ずる。



改正兵役法（1957年に改正された兵役法）

第44条 徴集、召集、その他の兵役義務を免れる目的で逃亡、潜匿、身体棄損、その他詐欺行為を行った者は、1年以上3年以下の懲役に処する。

第46条 現役兵として入営した者、志願によって兵役に編入されて入営服務する者と召集されて入営する予備兵、国民兵、または予備役に服務する武官が、正当な事由なく入営期日から20日を経過しても入営しないときには、1年以下の懲役に処する。

第47条 徴兵適齢者が正当な事由なく徴兵検査を受けないときには、6ヶ月以下の懲役に処する。

兵役法と改正兵役法の条文を比べると、改正兵役法では徴兵忌避者の処罰に関する規定がより細分化されていることがわかる。また、兵役法第71条では「3年以下の懲役」という記述だったに対し、改正兵役法の第44条では「1年以上3年以下の懲役」と刑の量定に下限が設定されている。これは徴兵忌避の罰則強化をねらったものかといえるだろう<sup>(7)</sup>。表をみると、兵役法の期間はほとんどが第71条第1項違反となっている一方で、改正兵役法では第44条が多く適用されているが、第46条や第47条違反となっている事例も少なくない。

一方、目を引くのが量刑の内容である。表からもわかるように、量刑は短いもので懲役3ヶ月、長くても懲役1年で、執行猶予が付されているケースが108件もある。意外にも全般的に軽量の処罰で済んでいたのである。表のなかには「短期1年、長期3年」といった判例<sup>(8)</sup>や懲役1年6ヶ月という例<sup>(9)</sup>もあるが、前者については詳しい経緯はわからないものの、後者に関しては徴兵忌避以外にも犯罪行為を犯していることから罪が重くなっているものとみられる<sup>(10)</sup>。

注目しておきたいのは、条文上の規定よりも減刑されているケースが少なくない点である。先述したように、改正兵役法第44条は、兵役を忌避した場合「1年以上3年以下の懲役に処する」と規定しており、条文上では原兵役法に比して法改正によって処罰が厳格化されたようにみえる。しかし、第44条に違反しているものの、情状酌量の結果、懲役6ヶ月や懲役8ヶ月に減刑となっている事例が少なくない。ここからは、当時司法の次元、ひいては社会的次元において徴兵忌避者を寛大に扱う志向性が共有されていたことがわかる。もちろん、それは裁判官が徴兵忌避者に同情的だったというだけでなく、徴兵忌避者があまりにも多かったために、軽量の処罰に抑えられたということもあったのではないかと思われる。

実際、1961年5月の軍事クーデターによって登場した朴正熙軍事政権が問題視したのが、1950年代の処罰のあり方であった。たとえば、1962年1月26日付の『東亜日報』には、同年1月9日から24日までの2週間で実施された裁判の実例が紹介されている。その記事によれば、66件の兵役法違反裁判のうち60名が3ヶ月から最高2年6

ヶ月の実刑宣告を受けており、懲役1年以上の者は40名以上にのぼると報じられている<sup>(11)</sup>。付表2をみても、2年の懲役を宣告した例は見当たらない。また、同時期に軍当局も軍事裁判に関して「過去の一般裁判では寛容に処理したが、いまこそ最高刑を下すことで忌避行為を防止する」と述べている<sup>(12)</sup>。このように朴正熙政権からすれば、1950年代の兵役法違反裁判の内容は「寛容」であり、その罪の重大さに比して軽量であった。1960年代以降の厳罰化が実際に貫徹されたのかといった点については今後より調査が必要だが、ここでは1950年代の兵役法違反裁判の判決内容は比較的軽量であり、社会的にも徴兵忌避者を寛容にみる視線がある程度共有されていたという点をおさえておきたい。

#### 4. おわりに

本稿では、筆者が収集した1950年代韓国の徴兵忌避関連裁判資料について概観したうえで、若干の分析を加え、当時の韓国社会では徴兵忌避は寛容な処罰で済んでいた傾向があったことを指摘した。

今後の課題は、第一にこの資料をほかの諸資料と組み合わせることで1950年代の韓国における徴兵忌避の実態を解明することである。第二に、後の朴正熙政権が問題視した徴兵忌避者に対する寛容な態度が忌避者に対する締めつけが強くなる1960年代以降、どのように変化したのかという点も検討する必要があるだろう。第三に、表をみれば1950年代前半に徴兵を忌避した人びとのなかには、すでに20代後半から30代中盤までの者、すなわち帝国日本の植民地支配下で徴兵を経験した世代に属する者も少なからず含まれている。こうした植民地下での徴兵経験が解放以降の徴兵忌避にどのような影響を与えているのかという点についても今後さらなる考察が必要であろう。

#### 注

- (1) こうした研究のうち1950年代の韓国社会における徴兵忌避について論及した論文としては、ベク・スンドク(2014)、尹時源(2019)がある。
- (2) なお、1950年代の韓国社会における徴兵忌避について論及した論文としては、ベク・スンドク(2014)、尹時源(2019)がある。
- (3) 国家記録院のホームページで「兵役法違反(병역법위반)」という言葉で検索をかけてみると、1951年から1960年の間で約11万2,000件の文書がヒットする。本稿で収集した資料は、こうした膨大な資料群の極一部にすぎないといえる。国家記録院のホームページは、以下のアドレスからアクセスできる。  
<http://www.archives.go.kr/next/viewMain.do>
- (4) なお、1957年度に関しては同年6月に発行された『国立警察統計年報』が残っているが、この時点で1957年度の検挙者数は、2万9,645名となっている(内務部治安局1957:59)。
- (5) 以上の記述は、ベク・スンドク(2014)、尹時源(2019)を参照。
- (6) 改正前の兵役法については大韓民国政府公報處『官報』第149号、1949.8.6、改正兵役法については

『官報』第1852号, 1957. 8. 15。

- (7) 尹時源 (2019: 187) によれば, 兵役法の改正法案を考案する段階では, 兵務局は「1年以上7年以下の懲役」も考えていたという。
- (8) 表の番号でいえば, 11, 12, 14, 46, 62, 122, 145 がこれにあたる。
- (9) 表の番号でいえば, 173, 184, 197 がこれに該当する。
- (10) たとえば, 184番のケースでは, 馬山市所在の「陸軍第八基地廠馬山廠第1倉庫」に侵入し, 窃盗をおこなったという罪が付加されている(国家記録院番号: BA 0025212-56)。
- (11) 「兵役」違反者に厳罰主義『東亜日報』1962. 1. 26。
- (12) 「懲役2年を宣告」『京郷新聞』1962. 1. 29。

## 参考文献

### 日本語

森田和樹 (2020) 「分断国家形成と軍隊忌避者たち——1950年代韓国における徴兵忌避・脱営・密航——」  
同志社大学大学院社会学研究科社会学修士学位論文

### 朝鮮語 (가나다)

- 내무부치안국 (1957) 『국립경찰통계연보 제4호』 내무부치안국경무과 (=内務部治安局 (1957) 『国立警察統計年報 第4号』内務部治安局警務課)
- 백승덕 (2014) 「이승만 정권기 국민개병 담론과 징병제 시행」 한양대학교 대학원 트랜스내셔널 인문학과 석사학위논문 (= 베크·스도크 (2014) 「李承晩政權期, 國民皆兵言說と徴兵制の施行」 漢陽大學大學院 트랜스나ショナル人文學科修士學位論文)
- 병무청 (1985) 『병무행정사 (상)』 (=兵務庁 (1985) 『兵務行政史 (上)』)
- 신병식 (2008) 「징병제의 강화와 '조국 군대화 (軍隊化)'' 공제욱 편 『국가와 일상 - 박정희 시대』 (=신·비ョン싱크 (2008) 「徴兵制の強化と「祖国軍隊化」」 콘·첸우크編 『國家と日常——朴正熙時代』 ハヌル: 55-84)
- 윤시원 (2014) 「韓國 徴兵制의 制度化와 國民皆兵主義의 形骸化 1945~1964」 성균관대학교 대학원 사학과 박사학위논문 (=尹時源 (2019) 「韓國徴兵制の制度化と國民皆兵主義の形骸化 1945-1964」 成均館大學大學院史學科博士學位論文)
- 한국경찰사편찬위원회 (1973) 『한국경찰사 (II)』 내무부치안국 (=韓國警察史編纂委員會 (1973) 『韓國警察史 (II)』 内務部治安局)

**Punishing the Draft Evaders :**  
Violating the Military Law and the Trials in South Korea during 1950s

Kazuki Morita

---

The purpose of this paper was to reveal the characteristics of the draft evasion in South Korea during the 1950s, through analyzing the judgments of the “Violation of the Military Service Act” courts. While the author has collected 244 records from the National Archives of Korea, this paper examined the background to the product of these judgments and clarified how the draft evaders punished in the courts. As a result, this article revealed that the legal penalties for the draft evaders had be not so severe in South Korea during the 1950s.

**Key words** : South Korea, Draft evasion, National Archives of Korea, Military service law, Judicial record

付表1 1950年から1975年までの徴兵忌避者数と忌避率

年度	忌避者数	忌避率
1951	175,913	14.5%
1952	182,166	17.2%
1953	294,979	21.4%
1954	114,157	15.1%
1955	57,825	16.8%
1956	87,748	15.3%
1957	138,723	19.7%
1958	247,259	26.8%
1959	72,923	15.9%
1960	—	35.0%
1961	—	27.0%
1962	—	6.9%
1963	—	10.2%
1964	—	14.4%
1965	—	22.9%
1966	—	22.6%
1967	—	19.5%
1968	—	13.0%
1969	—	—
1970	34,004	13.2%
1971	21,022	7.8%
1972	12,795	4.4%
1973	—	2.0%
	902	0.3%
1974	234	0.1%
1975	53	0.03%

出典：1951年から1959年にかけては兵務庁（1985：507）、  
1960年から1968年にかけては兵務庁（1985：750）、  
それ以降についてはシン・ビョンシク（2008：66）

付表2 「兵役法違反」裁判資料の基本データ

番号	年月	居住地	年齢	職業	徴召集日	該当法規	判決内容	執行猶子	裁判所	管理番号
1	1951. 7. 28	忠清南道青陽郡	27	雜貨商	1951. 7. 20	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	2年	大田地方法院公州支院	BA 0079342
2	1951. 8. 4	忠清南道青陽郡	24	無職	1951. 7. 20	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	—	大田地方法院公州支院	BA 0079342
3	1951. 8. 25	忠清南道青陽郡	27	農業	1951. 7. 20	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	2年	大田地方法院公州支院	BA 0079342
4	1951. 9. 7	忠清南道公州郡	21	農業	1951. 7. 20 (徴兵検査)	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	大田地方法院公州支院	BA 0079342
5	1951. 9. 12	忠清南道青陽郡	27	洋服店業	1951. 9. 1	兵役法第71条第1項	懲役4ヶ月	—	大田地方法院公州支院	BA 0079342
6	1951. 9. 13	忠清南道青陽郡	33	農業	1951. 9. 1	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	大田地方法院公州支院	BA 0079342
7	1951. 9. 17	忠清南道青陽郡	27	農業	1951. 9. 1	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	2年	大田地方法院公州支院	BA 0079342
8	1951. 9. 19	忠清南道青陽郡	23	農業	1951. 9. 1	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	大田地方法院公州支院	BA 0079342
9	1951. 9. 26	忠清南道青陽郡	22	農業	1951. 7. 20 (徴兵検査)	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	2年	大田地方法院公州支院	BA 0079342
10	1951. 9. 28	忠清南道青陽郡	23	農業	1951. 7. 21	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	2年	大田地方法院公州支院	BA 0079342
11	1951. 11. 7	全羅北道南原郡	21	農業	1951. 10. 10 (令状発付日)	兵役法第71条	短期1年, 長期3年	—	全州地方法院南原支院	BA 0024705
12	1951. 11. 7	全羅北道南原郡	19	農業	1951. 10. 13 (令状発付日)	兵役法第71条	短期1年, 長期3年	—	全州地方法院南原支院	BA 0024705
13	1951. 11. 7	全羅北道南原郡	21	農業	1951. 10. 3 (令状発付日)	兵役法第71条	懲役1年	—	全州地方法院南原支院	BA 0024705
14	1952. 1. 11	忠清北道清原郡	20	陸軍第一壮丁待期所壮丁	1951. 11. 11	兵役法第71条	懲役短期10ヶ月, 長期1年	—	清州地方法院	BA 0024502
15	1952. 1. 11	慶尚南道陞川郡	25	陸軍第一壮丁待期所壮丁	1951. 11. 4	兵役法第71条	懲役1年	3年	清州地方法院	BA 0024502
16	1952. 1. 24	慶尚北道慶州郡	29	農業	1951. 12. 14	兵役法第71条	懲役1年	—	清州地方法院	BA 0024502
17	1952. 2. 14	慶尚南道昌原郡	22	無職	1951. 11. 2 (令状発付日)	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	釜山地方法院馬山支院	BA 0025191
18	1952. 2. 14	全羅南道永興郡	27	陸軍第一壮丁待期所壮丁	1952. 1. 1	兵役法第71条	懲役1年	—	清州地方法院	BA 0024502
19	1952. 2. 22	全羅北道南原郡	20	農業	不明	兵役法第71条	懲役6ヶ月	1年	大邱高等法院	BA 0024705
20	1952. 3. 19	全羅南道務安郡	27	鉾夫	1952. 1. 2	徴集忌避	無罪	—	光州地方法院	BA 0024802
21	1952. 4. 10	全羅北道扶安郡	25	大韓青年団扶安郡団部厚生次長	1951. 6. 7, 10. 6 (令状発付日)	—	無罪	—	全州地方法院井邑支院	BA 0024633
22	1952. 4. 26	全羅南道海安郡	29	農業	1952. 3. 30	兵役法第71条第1項	懲役4ヶ月	—	光州地方法院長興支院	BA 0024743
23	1952. 4. 30	全羅南道海安郡	27	雇傭	1952. 3. 30	兵役法第71条	懲役6ヶ月	—	光州地方法院長興支院	BA 0024743
24	1952. 5. 1	全羅南道宝城郡	24	農業	1952. 3. 30	兵役法第71条	懲役4ヶ月	—	光州地方法院長興支院	BA 0024743
25	1952. 6. 6	全羅南道宝城郡	24	農業	1952. 2. 11	兵役法第71条第1項	懲役4ヶ月	—	光州高等地方法院	BA 0024743
26	1952. 6. 9	全羅南道務安郡	24	神学大学生	1951. 6. 27	兵役法第71条	懲役8ヶ月	1年6ヶ月	光州地方法院	BA 0024802
27	1952. 7. 1	全羅南道務安郡	26	農業	1951. 9. 5	兵役法第71条	懲役6ヶ月	1年	光州地方法院	BA 0024802
28	1952. 7. 2	全羅南道莞島郡	22	無職	1952. 3. 30, 5. 5	兵役法第71条	懲役8ヶ月	—	光州地方法院長興支院	BA 0024743
29	1952. 7. 8	清州島北清州郡	21	無職	—	兵役法第71条	懲役1年	2年	清州地方法院	BA 0024502
30	1952. 7. 9	清州島南清州郡	23	無職	—	兵役法第71条	懲役1年	2年	光州地方法院	BA 0024802
31	1952. 7. 11	ソウル特別市西大門区	22	農業	1952. 5. 1	兵役法第71条	懲役6ヶ月	—	ソウル地方法院	BA 0079666
32	1952. 7. 12	ソウル特別市永登浦	30	無職	1952. 3. 9	兵役法第71条第1項	懲役1年	2年	ソウル地方法院	BA 0079666
33	1952. 7. 12	全羅北道金丹市	30	無職	—	兵役法第71条	懲役10ヶ月	—	ソウル地方法院	BA 0079666
34	1952. 7. 12	全羅北道務安郡	25	無職	—	兵役法第71条	懲役1年	—	ソウル地方法院	BA 0079666
35	1952. 7. 26	全羅北道務安郡	26	農業	1952. 2. 13及び4. 3	兵役法第71条第1項	懲役3ヶ月	—	光州地方法院	BA 0024802
36	1952. 8. 7	全羅南道珍島郡	23	病院助手	1952. 7. 15	兵役法第71条	懲役6ヶ月	1年9ヶ月	光州地方法院	BA 0024802
37	1952. 8. 14	全羅北道南原郡	24	農業	—	兵役法第71条第1項	懲役10ヶ月	2年	光州地方法院	BA 0024802
38	1952. 8. 14	全羅北道南原郡	31	農業	1952. 4. 3	兵役法第71条第2項	懲役10ヶ月	2年	全州地方法院南原支院	BA 0024705

番号	年月	居住地	年齢	職業	徴召集日	該当法規	判決内容	執行猶予	裁判所	管理番号
36	1952. 8. 17	ソウル特別市中区	29	無職	1952. 4. 5	兵役法第71条	懲役10ヶ月	—	ソウル地方法院	BA 0079666
37	1952. 9. 12	全羅南道羅州郡	26	商業	1952. 5. 21	兵役法第71条	懲役10ヶ月(執行猶予2年)	2年	光州高等地方法院	BA 0024561
38	1952. 9. 13	全羅南道務安郡	25	農業	1952. 8. 20	兵役法第71条	懲役6ヶ月(執行猶予1年)	1年	光州地方法院	BA 0024802
39	1952. 9. 18	全羅南道咸平郡	25	農業	1952. 8. 20	兵役法第71条	懲役6ヶ月(執行猶予1年)	1年	光州地方法院	BA 0024802
40	1952. 9. 18	全羅南道務安郡	19	職工	1952. 8. 6 (令状送付日)	兵役法第71条	懲役6ヶ月	—	光州地方法院	BA 0024802
41	1952. 9. 24	全羅南道務安郡	27	農業	1952. 8. 24	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	光州地方法院	BA 0024802
42	1952. 9. 25	全羅南道靈光郡	23	農業	1952. 3. 28	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	1年	光州高等地方法院	BA 0024561
43	1952. 10. 2	全羅南道羅州郡	24	教員	1952. 7. 6 (令状受領日)	兵役法第71条	懲役10ヶ月	1年	光州高等地方法院	BA 0024561
44	1952. 10. 2	全羅南道羅州郡	26	農業	1952. 5. 4, 6, 15, 7. 7. 26	兵役法第71条第1項	懲役10ヶ月	1年	光州高等地方法院	BA 0024561
45	1952. 10. 2	全羅南道潭陽郡	24	農業	1952. 7. 11	兵役法第71条第1項	懲役10ヶ月	1年	光州高等地方法院	BA 0024561
46	1952. 12. 23	慶尚南道統營郡	20	無職	—	兵役法第71条第1項	短期1年, 長期2年	—	釜山地方法院馬山支院	BA 0025191
47	1953. 1. 10	慶尚南道金海郡	23	米軍属	1952. 9. 10	兵役法第71条第1項	懲役1年(執行猶予2年)	2年	釜山地方法院馬山支院	BA 0025191
48	1953. 1. 15	全羅南道海南郡	22	農業	1952. 11. 6	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	光州地方法院長興支院	BA 0024744
49	1953. 1. 15	全羅南道莞島郡	22	農業	—	兵役法第25条第2項	懲役1ヶ月	—	光州地方法院長興支院	BA 0024744
50	1953. 1. 20	濟州島北濟州郡	19	物産集業	—	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	1年	濟州地方法院	BA 0024503
51	1953. 1. 20	全羅南道海南郡	20	農業	—	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	1年	濟州地方法院	BA 0024503
52	1953. 1. 21	慶尚南道昌原郡	23	農業	1952. 5. 10	兵役法第71条第1項	懲役1年	—	釜山地方法院馬山支院	BA 0025191
53	1953. 1. 21	全羅北道益山郡	29	農業	1952. 9. 28 (令状発付日)	兵役法第71条	懲役10ヶ月	2年	全州地方法院南原支院	BA 0024706
54	1953. 1. 29	慶尚南道梁山郡	23	農業	1952. 10. 28	兵役法第71条第1項	懲役1年	2年	釜山地方法院馬山支院	BA 0025191
55	1953. 2. 21	全羅南道長興郡	23	農業	1953. 1. 2	兵役法第71条第2項	懲役8ヶ月	—	光州地方法院長興支院	BA 0024744
56	1953. 2. 23	全羅南道長興郡	26	農業	1952. 1. 3	兵役法第71条第2項	懲役7ヶ月	2年	光州地方法院長興支院	BA 0024744
57	1953. 2. 23	全羅南道唐津郡	35	農業	1952. 1. 3	兵役法第71条第2項	懲役7ヶ月	2年	光州地方法院長興支院	BA 0024744
58	1953. 2. 26	全羅南道莞島郡	22	農業	1952. 1. 3	兵役法第71条第2項	懲役7ヶ月	2年	光州地方法院長興支院	BA 0024744
59	1953. 2. 28	全羅南道昇州郡	26	農業	1953. 1. 2	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	光州地方法院	BA 0025086
60	1953. 2. 28	全羅南道麗州郡	25	農業	不明	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	光州地方法院	BA 0025086
61	1953. 2. 28	全羅南道宝城郡	26	農業	1952. 1. 4	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	2年	光州地方法院	BA 0025086
62	1953. 2. 28	全羅南道高興郡	21	農業	1952. 12. 8	兵役法第71条第1項	短期6ヶ月, 長期1年	—	光州地方法院	BA 0025086
63	1953. 3. 4	全羅南道長興郡	23	農業	—	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	—	光州地方法院長興支院	BA 0024744
64	1953. 3. 18	全羅南道高興郡	25	農業	1953. 1. 13	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	—	光州地方法院	BA 0025086
65	1953. 3. 23	全羅南道唐津郡	23	農業	不明	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	光州地方法院長興支院	BA 0024744
66	1953. 3. 28	全羅南道木浦市	23	船員	1952. 10. 27	兵役法第71条第1項	懲役4ヶ月	—	濟州地方法院	BA 0024503
67	1953. 4. 6	忠清南道論山郡	38	農業	—	兵役法第71条	懲役8ヶ月	2年	濟州地方法院	BA 0024503
68	1953. 5. 2	全羅南道光山郡	28	農業	1953. 3. 7	兵役法第74条	懲役10ヶ月	2年	光州高等地方法院	BA 0024503
69	1953. 5. 15	全羅南道光陽郡	28	農業	—	兵役法第71条	懲役3ヶ月	2年	光州地方法院	BA 0025086
70	1953. 5. 15	濟州島南濟州郡	26	船員	1952. 12. 18	兵役法第71条	懲役8ヶ月	2年	濟州地方法院	BA 0024503
71	1953. 5. 20	全羅南道昇州郡	24	農業	1952. 8. 25, 11. 中旬, 53. 4. 16	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	—	光州地方法院	BA 0025086
72	1953. 5. 25	全羅南道羅州郡	28	農業	1953. 2. 15	兵役法第71条	懲役8ヶ月	—	光州高等地方法院法院	BA 0024567

番号	年月	居住地	年齢	職業	徴召集日	該当法規	判決内容	執行猶予	裁判所	管理番号
73	1953. 5. 25	全羅南道光山市	24	無職	1953. 1. 13 (令状発付日)	兵役法第71条	懲役8ヶ月	—	光州高等地方法院	BA 0024567
74	1953. 5. 27	全羅南道潭陽郡	26	農業	1953. 2. 18	兵役法第71条	懲役10ヶ月	2年	光州高等地方法院	BA 0024567
75	1953. 6. 11	全羅南道未詳	22	農業	1953. 3. 28	兵役法第71条第1項	懲役1年	2年	光州地方法院順天支院	BA 0025086
76	1953. 7. 22	全羅南道光州市	28	行商	不明	兵役法第71条第1項	懲役7ヶ月	—	光州地方法院順天支院	BA 0025086
77	1953. 7. 23	全羅南道求礼郡	23	無職	不明	兵役法第71条	懲役6ヶ月	—	全州地方法院南原支院	BA 0024706
78	1953. 7. 31	全羅南道務安郡	29	農業	1953. 2. 中旬 (令状発付日)	兵役法第71条	懲役8ヶ月	—	光州高等地方法院	BA 0024568
79	1953. 8. 21	全羅南道光州市	28	農業	1953. 5. 23	兵役法第71条第1項	懲役7ヶ月	—	光州地方法院順天支院	BA 0025086
80	1953. 8. 24	全羅北道南原郡	23	無職	—	兵役法第71条第1項	懲役10ヶ月	—	全州地方法院南原支院	BA 0024706
81	1953. 8. 31	全羅南道光州市	28	農業	1953. 5. 23	兵役法第71条第1項	懲役7ヶ月	2年	光州地方法院順天支院	BA 0025086
82	1953. 9. 17	全羅南道未詳	29	漁業	1953. 1. 26 (令状発付日)	兵役法第71条第2項	懲役7ヶ月	—	光州地方法院順天支院	BA 0025086
83	1953. 9. 30	全羅南道南原郡	26	農業	不明	兵役法第71条	懲役6ヶ月	3年	全州地方法院南原支院	BA 0024706
84	1953. 10. 1	全羅南道光山市	21	無職	—	兵役法第71条	懲役6ヶ月	—	全州地方法院南原支院	BA 0024706
85	1953. 10. 17	ソウル特別市鍾路	28	木工	1953. 5. 初旬 (令状発付日)	兵役法第71条	懲役1年	2年	ソウル地方法院	BA 0079648
86	1953. 10. 20	全羅北道群山市	30	金堤支隊教官	不明	兵役法第71条	懲役10ヶ月	3年	ソウル地方法院	BA 0079648
87	1953. 10. 22	ソウル特別市龍山区	36	金堤支隊教官	不明	兵役法第71条	懲役10ヶ月	3年	ソウル地方法院	BA 0079648
88	1953. 10. 27	ソウル特別市鍾路区	25	自動車運転手	1953. 6. 18, 8. 25 (令状発付日)	兵役法第71条第2項	懲役1年	3年	ソウル地方法院	BA 0079648
89	1953. 12. 24	全羅北道井邑郡	58	農業	1953. 5. 7	兵役法第71条	懲役6ヶ月	—	全州地方法院井邑支院	BA 0024635
90	1954. 1. 29	全羅南道光州市	22	運転手	—	兵役法第71条	懲役8ヶ月	—	光州高等地方法院	BA 0024570
91	1954. 2. 19	全羅南道海南郡	23	農業	—	兵役法第71条	懲役8ヶ月	—	光州高等地方法院	BA 0024570
92	1954. 3. 19	全羅北道井邑郡	28	農業	—	兵役法第71条第1項	懲役3ヶ月	1年	全州地方法院井邑支院	BA 0024634
93	1954. 3. 22	全羅南道和順郡	25	無職	不明	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	1年	光州高等地方法院	BA 0024570
94	1954. 3. 25	全羅南道光州市	30	行商業	1953. 10. 1	兵役法第71条	懲役7ヶ月	—	光州高等地方法院	BA 0024570
95	1954. 3. 31	全羅南道海南郡	27	農業	1952. 3. 20	兵役法第71条	懲役6ヶ月	—	光州地方法院長興支院	BA 0024746
96	1954. 4. 8	全羅南道羅州郡	30	農業	1952. 8. 16	兵役法第71条	懲役10ヶ月	2年	光州高等地方法院	BA 0024570
97	1954. 4. 14	全羅南道靈巖郡	25	無職 (傷病軍人)	—	兵役法第71条	懲役6ヶ月	—	光州地方法院長興支院	BA 0024746
98	1954. 4. 15	全羅南道羅州郡	30	農業	1953. 4. 18, 1954. 2. 5 (令状発付日)	兵役法第71条	懲役7ヶ月	—	光州高等地方法院	BA 0024570
99	1954. 4. 19	全羅南道宜城郡	28	農業	1953. 12. 7	兵役法第71条	懲役4ヶ月	—	光州地方法院長興支院	BA 0024746
100	1954. 5. 5	全羅南道蔚津郡	32	裁縫業	1953. 2. 17	兵役法第72条	懲役6ヶ月	2年	光州地方法院長興支院	BA 0024746
101	1954. 5. 10	慶尚南道釜山市	34	不明	—	兵役法第71条	懲役10ヶ月	2年	大邱高等法院	BA 0042409
102	1954. 5. 13	慶尚南道居昌郡	25	無職	不明	兵役法第71条	懲役8ヶ月	2年	大邱高等法院	BA 0042410
103	1954. 5. 17	慶尚北道永川郡	30	旅人宿営業	不明	兵役法第71条	懲役6ヶ月	—	大邱高等法院	BA 0042410
104	1954. 5. 24	慶尚北道蔚珍郡	24	米軍属港湾技術員	不明	兵役法第71条	懲役8ヶ月	—	大邱高等法院	BA 0042410
105	1954. 5. 24	慶尚北道慶州郡	24	農業	不明	兵役法第71条	懲役7ヶ月	—	大邱高等法院	BA 0042410
106	1954. 5. 24	慶尚南道居昌郡	30	農業	不明	兵役法第71条	懲役8ヶ月	—	大邱高等法院	BA 0042410
107	1954. 5. 24	慶尚北道清道郡	35	農業	1953. 3. 15	兵役法第71条	懲役8ヶ月	—	大邱高等法院	BA 0042410
108	1954. 6. 5	慶尚北道大邱市	32	無職	—	兵役法第71条	懲役8ヶ月	—	光州地方法院	BA 0024504
109	1954. 6. 12	全羅南道求礼郡	30	農業	1953. 9. 15 (令状受領日)	兵役法第71条	懲役10ヶ月	2年	全州地方法院南原支院	BA 0024707



番号	年月	居住地	年齢	職業	徴召集日	該当法規	判決内容	執行猶予	裁判所	管理番号
110	1954. 6. 12	全羅南道淳昌郡	27	農業	—	兵役法第71条第1項	懲役10ヶ月	2年	全州地方法院南原支院	BA 0024707
111	1954. 6. 16	全羅北道井邑郡	28	農業	—	兵役法第71条	懲役3ヶ月	1年	光州高等法院第3部	BA 0024634
112	1954. 6. 23	全羅北道高敞郡	24	農業	—	兵役法施行令95条	罰金3000圓	—	全州地方法院井邑支院	BA 0024634
113	1954. 6. 30	濟州島南濟州郡	21	無職	—	兵役法第71条	懲役8ヶ月	1年6ヶ月	濟州地方法院	BA 0024504
114	1954. 7. 2	慶高南道山淸郡	24	無職	1953. 5. 24	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	全州地方法院井邑支院	BA 0024634
115	1954. 7. 15	全羅南道靈光郡	22	無職	1953. 11. 15	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	光州地方法院長興支院	BA 0024747
116	1954. 7. 30	全羅南道靈岩郡	23	農業	1953. 9. 27	兵役法第71条	懲役6ヶ月	6ヶ月	全州地方法院井邑支院	BA 0024636
117	1954. 8. 17	全羅北道不詳	31	農業	1954. 7. 9	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	全州地方法院井邑支院	BA 0024636
118	1954. 9. 6	全羅北道長安郡	22	農業	—	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	2年	光州地方法院長興支院	BA 0024747
119	1954. 10. 12	全羅北道長安郡	23	農業	1954. 5. 7	兵役法第71条	刑宣告猶予	—	全州地方法院長興支院	BA 0024636
120	1954. 10. 22	全羅北道井邑郡	27	無職	1953. 1. 7	兵役法第71条	懲役6ヶ月	1年	全州地方法院井邑支院	BA 0024636
121	1954. 10. 27	濟州島北濟州郡	27	労働者	—	兵役法第71条	懲役6ヶ月	—	濟州地方法院	BA 0024504
122	1954. 11. 6	全羅南道高興群	30	農業	—	兵役法第71条	懲役1年	—	光州高等法院	BA 0024963
123	1954. 11. 19	不定	19	無職	—	兵役法第71条	短期6ヶ月、長期1年	—	光州高等法院	BA 0024504
124	1954. 11. 19	全羅南道谷城郡	29	無職	1953. 7. 6 (令状発付日)	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	2年	光州高等地方法院	BA 0024573
125	1954. 11. 20	全羅南道長城郡	26	農業	1953. 12. 6 (令状発付日)	兵役法第71条第1項	懲役7ヶ月	—	光州高等地方法院	BA 0024573
126	1954. 11. 25	全羅南道潭陽郡	27	農業	1953. 12. 8 (令状受領日)	兵役法第71条	懲役10ヶ月	2年	光州高等地方法院	BA 0024573
127	1954. 11. 26	全羅南道唐津郡	29	農業	1954. 3. 20	兵役法第71条	懲役8ヶ月	—	光州地方法院長興支院	BA 0024747
128	1954. 11. 27	全羅北道井邑郡	21	労働者	1954. 10. 13	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	全州地方法院井邑支院	BA 0024636
129	1954. 12. 4	不定	24	無職	1953. 9月初旬 (令状受領日)	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	1年	光州高等地方法院	BA 0024573
130	1954. 12. 7	ソウル特別市	22	雇傭	1953. 10. 25 (令状受領日)	兵役法第71条	懲役8ヶ月	1年	光州高等地方法院	BA 0024573
131	1954. 12. 7	ソウル特別市	32	無職	—	兵役法第71条	懲役8ヶ月	1年	ソウル地方法院	BA 0079658
132	1954. 12. 7	ソウル特別市西大門区	26	無職	—	兵役法第71条	懲役8ヶ月	1年	ソウル地方法院	BA 0079658
133	1954. 12. 7	ソウル特別市城東区	28	商業	—	兵役法第71条	懲役8ヶ月	1年	ソウル地方法院	BA 0079659
134	1954. 12. 17	全羅南道長興郡	21	無職	—	兵役法第71条	懲役8ヶ月	1年	ソウル地方法院	BA 0079659
135	1954. 12. 17	全羅南道長興郡	46	農業	—	私文書偽造	懲役1年	—	光州地方法院長興支院	BA 0024747
136	1954. 12. 22	全羅北道南原郡	23	農業	—	兵役法第71条第2項	懲役8ヶ月	2年	全州地方法院南原支院	BA 0024707
137	1954. 12. 28	全羅南道唐津郡	22	義警	1954. 9. 22	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	2年	光州地方法院長興支院	BA 0024747
138	1955. 1. 12	全羅北道井邑郡	21	農業	1954. 3. 20	兵役法第71条	禁錮8ヶ月	3年	光州地方法院長興支院	BA 0024637
139	1955. 1. 12	全羅北道井邑郡	25	農業	1954. 12. 25	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	1年	全州地方法院井邑支院	BA 0024637
140	1955. 1. 13	全羅北道扶安郡	32	農業	1953. 10. 18 (令状発付日)	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	全州地方法院井邑支院	BA 0024637
141	1955. 1. 13	全羅北道扶安郡	31	農業	1954. 7. 1 (令状発付日)	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	全州地方法院井邑支院	BA 0024637
142	1955. 1. 13	全羅北道扶安郡	32	漁業	1954. 7. 1 (令状発付日)	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	全州地方法院井邑支院	BA 0024637
143	1955. 1. 13	全羅北道扶安郡	32	農業	1954. 7. 1 (令状発付日)	兵役法第71条第1項	懲役4ヶ月	—	全州地方法院井邑支院	BA 0024637
144	1955. 2. 18	江原道平昌郡	29	農業	不明	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月 (執行猶予2年)	2年	春川地方法院原州支院	BA 0079191
145	1955. 3. 29	大田市	32	原木商	—	兵役法第71条第2項	懲役6ヶ月	—	光州高等法院	BA 0024971
146	1955. 11. 6	不定	19	無職	—	兵役法第71条	懲役短期6ヶ月、長期1年	—	濟州地方法院	BA 0024504
147	1955. 5. 12	ソウル特別市	27	労働者	不明	兵役法第71条第1項	懲役4ヶ月	—	釜山地方法院	BA 0061442

番号	年月	居住地	年齢	職業	徴召集日	該当法規	判決内容	執行猶予	裁判所	管理番号
147	1955. 5. 13	慶尚南道釜山市	26	職工	虚偽申告	兵役法第71条第1項	懲役1年	—	釜山地方法院	BA 0061442
148	1955. 5. 14	慶尚南道釜山市	31	洋服業	—	—	無罪	—	釜山地方法院	BA 0061442
149	1955. 5. 19	慶尚南道釜山市	26	木工	1951. 不詳	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	—	釜山地方法院	BA 0061442
150	1955. 12. 29	ソウル特別市特別市東大門区	伏字	労働者	不明	兵役法第71条	懲役6ヶ月	1年 (執行猶予1年)	ソウル高等法院	BA 0062021
151	1956. 2. 8	ソウル特別市童山区	伏字	伏字	不明	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	—	ソウル高等法院	BA 0062021
152	1956. 2. 29	全羅南道康津郡	26	新聞記者	1955. 11. 27	兵役法第71条第1項	禁錮8ヶ月	—	光州高等法院	BA 0024749
153	1956. 3. 14	全羅南道康津郡	22	農業	1956. 2. 16	兵役法第71条第1項	禁錮10ヶ月	—	光州地方法院	BA 0024749
154	1956. 3. 14	全羅南道宝城郡	23	農業	1955. 12. 14	兵役法第73条第1項	禁錮8ヶ月	—	光州地方法院	BA 0024749
155	1956. 3. 28	全羅南道光陽郡	31	国際連合韓国協議会麗水地区支部事務局長	—	兵役法施行令第15条	懲役2ヶ月	—	光州高等法院	BA 0024971
156	1956. 4. 26	全羅南道宝城郡	22	農業	1955. 12. 14	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	—	光州地方法院	BA 0024749
157	1956. 4. 26	全羅南道咸平郡	24	労働者	—	兵役法第71条	不詳	—	光州高等法院	BA 0024971
158	1956. 4. 26	全羅南道宝城郡	22	伏字	1955. 4. 14	兵役法第71条	懲役6ヶ月	—	光州高等法院	BA 0024971
159	1956. 4. 徴字	全羅南道扶安郡	39	無職	不明	兵役法第71条	不詳	—	光州高等法院	BA 0024971
160	1956. 7. 9	全羅南道扶安郡	30	無職	不明	兵役法第71条	不詳	—	光州高等法院	BA 0024971
161	1956. 7. 31	全羅北道全州市	25	無職	—	兵役法第71条第1稿	懲役10ヶ月	2年	光州高等法院	BA 0024971
162	1956. 12. 22	忠清南道論山郡	22	農業	1956. 3. 22	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	2年	大田地方法院江草支院	BA 0079422
163	1956. 12. 27	忠清南道論山郡	22	農業	—	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	1年	大田地方法院江草支院	BA 0079422
164	1956. 12. 31	京畿道金浦郡	伏字	伏字	—	兵役法第71条	懲役1年	3年	ソウル高等法院	BA 0064749
165	1957. 1. 28	忠清南道論山郡	伏字	伏字	—	兵役法第71条	懲役10ヶ月	3年	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064749
166	1957. 2. 6	忠清南道論山郡	23	国民学校教師	1956. 8. 24	兵役法第73条第1項	刑の宣告を猶予	—	大田地方法院江草支院	BA 0079422
167	1957. 2. 8	京畿道江華郡	伏字	伏字	—	公文書偽造	懲役1年	—	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064749
168	1957. 2. 14	全羅南道宝城郡	23	無職	1955. 10. 26	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	2年	光州高等法院	BA 0024973
169	1957. 2. 23	全羅南道扶安郡	29	無職	不明	兵役忌避	不詳	—	光州高等法院	BA 0024973
170	1957. 3. 20	仁川市	伏字	伏字	—	兵役法第71条	懲役8ヶ月	2年	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064749
171	1957. 4. 16	京畿道江華郡	伏字	無職	—	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	—	ソウル高等法院	BA 0064749
172	1957. 4. 16	慶尚南道咸陽郡	29	労働	不明	兵役法第71条第1項	懲役6ヶ月	2年	光州高等法院	BA 0024973
173	1957. 7. 30	京畿道富川郡	伏字	伏字	1953. 4. 中旬 (令状発付日)	兵役法第71条	懲役1年	—	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064749
174	1957. 8. 9	忠清南道洪城郡	30	無職	—	—	懲役1年6ヶ月	3年	大田地方法院洪城支院	BA 0041741
175	1957. 8. 13	忠清南道洪城郡	35	農業	—	兵役法第71条	懲役1年	2年	大田地方法院洪城支院	BA 0041741
176	1957. 8. 19	忠清南道洪城郡	23	農業	—	—	懲役1年	2年	大田地方法院洪城支院	BA 0064749
177	1958. 1. 31	仁川市	伏字	伏字	—	兵役法第71条第1項	懲役8ヶ月	1年	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064749
178	1958. 1. 31	仁川市	伏字	伏字	—	兵役法第71条	懲役8ヶ月	—	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064749
179	1957. 9. 17	仁川市	伏字	伏字	—	兵役法第71条	懲役10ヶ月	2年	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064794
180	1958. 1. 31	慶尚南道馬山支院	28	農業	1955. 4. 未詳 (令状受領日)	改正兵役法第47条	懲役4ヶ月	1年	釜山地方法院馬山支院	BA 0025212
181	1957. 10. 25	慶尚南道善山郡	29	国民学校教員	1957. 10. 25 (令状発付日)	改正兵役法第44条	—	—	大邱地方法院	—
182	1957. 10. 25	慶尚南道善山郡	27	国民学校教員	1957. 10. 25 (令状発付日)	改正兵役法第44条	懲役10ヶ月	—	大邱地方法院	BA 0041948
183	1957. 10. 25	慶尚南道善山郡	26	国民学校教員	1957. 10. 25 (令状発付日)	改正兵役法第44条	—	—	大邱地方法院	—
184	1957. 10. 25	慶尚南道善山郡	24	国民学校教員	1957. 10. 25 (令状発付日)	改正兵役法第44条	—	—	大邱地方法院	—

番号	年月	居住地	年齢	職業	徴召集日	該当法規	判決内容	執行猶予	裁判所	管理番号
179	1958. 2. 11	慶尚何度善山郡	26	国民学校教員	1957. 10. 25 (令状発付日)	改正兵役法第44条	—	—	大邱地方法院	—
		慶尚何度善山郡	38	農業	—	—	不明	—	大邱地方法院	—
		不定	22	無職	—	改正兵役法第47条 窃盗	懲役8ヶ月	—	釜山地方法院馬山支院	BA 0025212
180	1958. 2. 12	仁川市	伏字	伏字	1958. 1. 8	兵役改正法第44条	懲役1年	—	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064752
181	1958. 2. 15	仁川市	伏字	伏字	—	改正兵役法第44条	懲役1年	—	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064752
182	1958. 3. 3	ソウル特別市城北区	伏字	伏字	1957. 9. 6	改正兵役法第44条	懲役1年	—	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064752
183	1958. 3. 31	慶尚南道密陽郡	24	無職	—	改正兵役法第44条	懲役1年	—	釜山地方法院馬山支院	BA 0025212
184	1958. 3. 31	慶尚南道馬山郡	21	無職	—	改正兵役法第44条	懲役1年6ヶ月	—	釜山地方法院馬山支院	BA 0025212
185	1958. 4. 2	仁川市	伏字	伏字	—	改正兵役法第44条	懲役1年	3年	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064752
186	1958. 4. 3	ソウル特別市西大門区	伏字	伏字	—	改正兵役法第44条	懲役1年	2年	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064752
187	1958. 4. 3	仁川市	伏字	伏字	1957. 7. 23, 12. 12	改正兵役法第44条	懲役1年	2年	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064752
188	1958. 4. 8	慶尚南道昌原郡	23	無職	1956. 10. 12 (令状受領日)	改正兵役法第44条	懲役6ヶ月	—	釜山地方法院馬山支院	BA 0025212
189	1958. 4. 8	慶尚南道昌原郡	22	農業	—	改正兵役法第44条	懲役6ヶ月	—	釜山地方法院馬山支院	BA 0025212
190	1958. 4. 15	慶尚南道馬山郡	26	無職	—	改正兵役法第47条	懲役6ヶ月	—	釜山地方法院馬山支院	BA 0025215
191	1958. 4. 22	仁川市	伏字	伏字	1956. 9. 3 (令状受領日)	兵役法第71条	懲役1年	2年	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064752
192	1958. 4. 29	慶尚南道昌寧郡	26	無職	1955. 4. 9	改正兵役法第46条	懲役8ヶ月	3年	釜山地方法院馬山支院	BA 0025215
193	1958. 4. 30	慶尚南道馬山郡	24	労働者	1956. 8. 2	改正兵役法第46条	懲役10ヶ月	—	釜山地方法院馬山支院	BA 0025215
194	1958. 5. 20	慶尚南道馬山郡	24	木工	1958. 6. 8	改正兵役法第44条	懲役1年	2年	釜山地方法院馬山支院	BA 0025215
195	1958. 5. 20	慶尚南道密陽郡	22	労働者	1957. 不明	改正兵役法第44条	懲役1年	2年	釜山地方法院馬山支院	BA 0025215
196	1958. 5. 21	慶尚南道昌寧郡	25	労働者	1955. 12. 12	改正兵役法第46条	懲役10ヶ月	2年	釜山地方法院馬山支院	BA 0025215
197	1958. 5. 31	慶尚南道馬山郡	21	無職	—	改正兵役法第44条	懲役1年6ヶ月	—	釜山地方法院馬山支院	BA 0025212
198	1958. 7. 7	不定	伏字	伏字	—	改正兵役法第44条	懲役1年	2年	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064752
199	1958. 8. 13	京畿道漣川郡	23	伏字	1958. 7. 8	改正兵役法第44条	懲役1年	—	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064752
200	1958. 8. 18	仁川市	24	自動車運転手	1956. 6. 中旬 (令状発付日)	改正兵役法第44条	懲役1年	2年	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064752
201	1958. 8. 18	仁川市	25	無職	—	改正兵役法第44条	懲役1年	2年	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064752
202	1958. 8. 25	仁川市	24	無職	—	旧兵役法第71条	懲役1年	2年	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064752
203	1958. 9. 不詳	仁川市	23	農業房店員	1958. 7. 8	改正兵役法第44条	懲役1年	2年	ソウル地方法院仁川支院	BA 0064752
204	1958. 9. 30	慶尚南道馬山郡	24	無職	—	改正兵役法第44条	懲役1年	2年	釜山地方法院馬山支院	BA 0064752
205	1958. 11. 4	慶尚南道昌原郡	25	農業	1956. 6. 2	改正兵役法第46条	懲役1年	—	釜山地方法院馬山支院	BA 0025220
206	1958. 12. 19	江原道原州市	22	労働	1958. 10. 16	改正兵役法第46条	懲役6ヶ月	—	釜山地方法院馬山支院	BA 0025220
207	1959. 2. 4	全羅北道完州郡	24	農業	1958. 5. 12	改正兵役法第44条	懲役3年	—	春川地方法院原州支院	BA 0079198
208	1959. 2. 4	全羅北道完州郡	24	職工	1958. 5. 12	改正兵役法第44条	懲役8ヶ月	—	全州地方法院刑事部	BA 0029064
209	1959. 2. 4	全羅北道鎮安郡	23	農業	1958. 5. 12	改正兵役法第44条	懲役8ヶ月	—	全州地方法院刑事部	BA 0029064
210	1959. 2. 4	全羅北道完州郡	24	農業	1958. 5. 12	改正兵役法第44条	懲役8ヶ月	—	全州地方法院刑事部	BA 0029064
211	1959. 2. 4	全羅北道鎮安郡	23	農業	1958. 5. 12	改正兵役法第44条	懲役1年	2年	全州地方法院刑事部	BA 0029064
212	1959. 2. 28	全羅北道茂朱郡	23	農業	1958. 5. 12	改正兵役法第44条	懲役6ヶ月	—	全州地方法院刑事部	BA 0029064
213	1959. 3. 2	全羅北道益山郡	25	農業	1958. 8. 25 (徴兵検査)	改正兵役法第47条	懲役3ヶ月	—	全州地方法院刑事部	BA 0029064

番号	年月	居住地	年齢	職業	徴召集日	該当法規	判決内容	執行猶予	裁判所	管理番号
214	1959. 3. 7	全羅北道完州郡	23	農業	1958. 5. 12	改正兵役法第44条	懲役8ヶ月	—	全州地方法院刑事部	BA 0029064
215	1959. 3. 7	全羅北道鎭山郡	23	農業	1958. 5. 12	改正兵役法第44条	懲役8ヶ月	—	全州地方法院刑事部	BA 0029064
216	1959. 3. 7	全羅北道茂朱郡	23	農業	1958. 5. 12	改正兵役法第44条	懲役1年	2年	全州地方法院刑事部	BA 0029064
217	1959. 3. 14	全羅北道全州市	23	商業	—	改正兵役法第44条	懲役6ヶ月	—	全州地方法院刑事部	BA 0029064
218	1959. 3. 14	全羅北道鎭安郡	23	農業	1958. 8. 6	改正兵役法第44条	懲役6ヶ月	—	全州地方法院刑事部	BA 0029064
219	1959. 3. 14	不定	24	無職	—	改正兵役法第44条	懲役6ヶ月	—	全州地方法院刑事部	BA 0029064
220	1959. 3. 16	全羅北道益山郡	22	洋服職工	1958. 8. 25 (徴兵検査)	改正兵役法第47条	懲役4ヶ月	—	全州地方法院	BA 0029064
221	1959. 7. 8	江原道鎭城郡	22	農業	1959. 3. 13	改正兵役法第46条	懲役6ヶ月	1年	春川地方法院原州支院	BA 0079198
222	1959. 7. 9	江原道鎭城郡	30	労働	1959. 3. 9	改正兵役法第46条	懲役6ヶ月	2年	春川地方法院原州支院	BA 0079198
223	1959. 7. 9	江原道平昌郡	29	教師	1959. 2. 5	改正兵役法第46条	刑の宣告を猶予	—	春川地方法院原州支院	BA 0079198
224	1959. 7. 9	江原道鎭城郡	22	学生	1959. 2. 7	改正兵役法第46条	刑の宣告を猶予	—	春川地方法院原州支院	BA 0079198
225	1959. 7. 16	江原道原州市	27	農業	—	改正兵役法第46条	懲役4ヶ月	—	春川地方法院原州支院	BA 0079198
226	1959. 8. 14	江原道原州市	23	時計修理工	1959. 3. 12	改正兵役法第46条	懲役6ヶ月	2年	春川地方法院原州支院	BA 0079198
227	1959. 8. 20	江原道原州市	23	理髮職工	1959. 3. 12	記載なし	懲役6ヶ月	2年	春川地方法院原州支院	BA 0079198
228	1959. 9. 14	ソウル特別市西大門区	22	石炭商店員	不明	改正兵役法第44条	懲役8ヶ月	—	ソウル地方法院	BA 0079745
229	1959. 9. 15	江原道鎭城郡	22	農業	1959. 6. 24	改正兵役法第47条	懲役4ヶ月	—	ソウル地方法院	BA 0079745
230	1959. 10. 1	ソウル特別市	伏字	無職	—	改正兵役法第44条	懲役1年	—	ソウル地方法院	BA 0079745
231	1959. 10. 7	江原道原州市	22	雇用人	—	改正兵役法第47条	懲役3ヶ月	—	春川地方法院原州支院	BA 0079198
232	1959. 10. 13	江原道平昌郡	24	農業	1959. 3. 13	改正兵役法第46条	懲役6ヶ月	1年	春川地方法院原州支院	BA 0079198
233	1959. 10. 16	ソウル特別市	伏字	料理師	—	改正兵役法第44条	懲役8ヶ月	—	ソウル地方法院	BA 0079745
234	1959. 12. 3	江原道鎭城郡	22	農業	1959. 3. 13	改正兵役法第46条	懲役4ヶ月	1年	春川地方法院原州支院	BA 0079198
235	1959. 12. 15	ソウル特別市	伏字	大学生	—	改正兵役法第46条	懲役8ヶ月	—	ソウル地方法院	BA 0079745
236	1959. 12. 16	京畿道抱川市	伏字	無職	1958. 2. 不詳	改正兵役法第44条	懲役1年	3年	ソウル地方法院	BA 0079745
237	1959. 12. 16	ソウル特別市龍山区	22	無職	不明	改正兵役法第44条	懲役8ヶ月	—	ソウル地方法院	BA 0079745
238	1959. 12. 16	江原道鎭城郡	21	農業	不明	改正兵役法第47条	懲役3ヶ月	—	ソウル高等法院刑事部第3部	BA 0079198
239	1959. 12. 17	ソウル特別市	伏字	無職	—	改正兵役法第44条	懲役8ヶ月	—	ソウル地方法院	BA 0079745
240	1959. 12. 17	ソウル特別市	伏字	無職	—	改正兵役法第44条	懲役8ヶ月	—	ソウル地方法院	BA 0079745
241	1959. 12. 17	ソウル特別市	伏字	無職	—	改正兵役法第44条	懲役1年	—	ソウル地方法院	BA 0079745
242	1959. 12. 18	不定	21	無職	1959. 11. 5	改正兵役法第44条	懲役6ヶ月	—	ソウル地方法院	BA 0079745
243	1959. 12. 23	ソウル特別市	21	職工	—	改正兵役法第44条	懲役8ヶ月	—	ソウル地方法院	BA 0079745
244	1959. 12. 23	江原道鎭城郡	22	自動車運転士	—	改正兵役法第46条	懲役6ヶ月	1年	春川地方法院原州支院	BA 0079198